

A 2 - 2 8

5 年 保 存(常)  
(令和11年12月31日まで)

F N . A 2 - 9 - 2

鹿 総 第 2 3 1 号

令 和 6 年 9 月 2 7 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	広 報 係	TEL	■
----	-------	-----	---

警察署協議会運営要領について（通達）

警察署協議会の運営については、「警察署協議会運営要領について（通達）」（令和3年4月27日付け鹿相第77号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、

① 警察署協議会議事概要（以下「議事概要」という。）の県警察HPへの掲載開始に伴う総務課への議事概要の送付

② 「警察署協議会の開催状況」（様式）の廃止

等に係る一部改正を行ったので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年10月1日から施行し、旧通達は令和6年9月30日を限り廃止する。

## 別添

### 警察署協議会運営要領

#### 第1 趣旨

この要領は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第53条の2第4項並びに鹿児島県警察署協議会条例（平成13年鹿児島県条例第37号。以下「条例」という。）第5条及び第6条並びに鹿児島県警察署協議会に関する規則（平成13年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の運営に係る庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 委員の身分等

- 1 協議会は、法第53条の2第1項の規定に基づき、各署に設けられたものであり、協議会委員（以下「委員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤公務員となる。
- 2 委員の報酬及び旅費は、報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第38号）に基づき支給する。

#### 第3 会長の選任に係る事務

条例第4条に規定する会長の選任等に係る事務は、次により処理するものとする。

- 1 選任投票に際しては、警察署協議会会長投票用紙（別記第1号様式）を各委員に交付する。
- 2 開票作業は、いずれかの委員の立会いの下に行い、開票結果は開票結果書（別記第2号様式）により集計する。
- 3 会長の就任に当たっては、会長に選出された委員に会長就任承諾書（別記第3号様式）の作成を求める。
- 4 会長代理の指名に当たっては、会長代理指名書（別記第4号様式）を作成し、会長代理に指名された委員に交付する。

#### 第4 協議会招集に係る協議

規則第3条に規定する会議の日時、場所及び議題の協議に当たっては、次の点に留意する。

- 1 協議会の開催は、原則として年3回とする。
- 2 協議会は原則として公開されることから、傍聴席を確保できる場所において行うものとする。
- 3 議題は、おおむね次の内容とする。
  - (1) 署長による運営目標・取組等の説明、管内の治安確保に関する諮問、委員の答申等
  - (2) 委員からの意見、要望等の聴取
  - (3) 警察活動、施設等に関する説明等

## 第5 協議会の記録等

- 1 協議会の傍聴を希望する者があるときは、警察署協議会傍聴受付簿（別記第5号様式）に所定の事項を記載させ、傍聴させる。
- 2 協議会における議事の概要を取りまとめた上で、議事概要（別記第6号様式）を作成し、総務課広報係に送付するとともに、署において一般の閲覧に供するものとする。
- 3 全ての別記様式に係る文書保存期間は、3年とする。

